



平成 22 年 8 月 31 日

各 位

東京都新宿区揚場町2番1号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 津 玉 高 秀
(コード番号8023 東証第二部)
問合せ先
取締役執行役員
企画管理本部長 山 寺 光
(TEL 03 - 3266 - 8111)

訴 訟 の 提 起 に 関 す る お 知 ら せ

当社は平成 22 年 8 月 11 日付（訴状送達日：平成 22 年 8 月 25 日）で下記のとおり訴訟の提起を受けましたのでお知らせいたします。

記

1．訴訟に至った経緯

当社は、平成 17 年から愛知電機株式会社（以下「愛知電機」）と同社の新基幹システム構築プロジェクトを進めておりました。しかしながら、プロジェクトの進め方に関する双方の見解が相違し、信頼関係を維持しながらプロジェクトを継続することが困難であると判断したため、当社は平成 22 年 2 月にプロジェクトを撤退することいたしました。

その後、当社は愛知電機との間で撤退後の措置について協議してきましたが、今般交渉が決裂し、同社から損害賠償請求の訴訟が提起されたものです。

2．当該訴訟の提起があった裁判所および年月日

訴訟のあった裁判所 ： 名古屋地方裁判所
訴 訟 の 提 起 日 ： 平成 22 年 8 月 11 日

3．訴訟を提起した者

名 称 ： 愛知電機株式会社
所 在 地 ： 愛知県春日井市愛知町 1 番地
代 表 者 氏 名 ： 代表取締役 山 田 功

4．当該訴訟の内容および損害賠償請求額

愛知電機の主張は、当社と当該社の間に締結された平成 17 年 12 月 19 日付「愛知電機株式会社新基幹システム構築」契約に関して、当社の債務不履行により損害が生じたとして、金 4 億 9,580 万 4,203 円およびこれに対する平成 22 年 8 月 24 日から支払い済みまで年 6 分の割合による金員を支払えというものです。

5. 今後の見通し

本件につきましては、事実関係に基づき当社には債務不履行責任はないと判断しており、また、当社が行った開発に要した費用の支払を受けていないことから、愛知電機による損害賠償請求は不当であると判断し、その棄却を求め争うとともに当社の被った損害に対する賠償請求訴訟を提起する予定であります。

なお、当該訴訟による当社の経営成績に及ぼす影響は現時点では不明であり、今後、裁判の進捗に従い重要な事実が生じた場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上

【ご参考】平成 23 年 3 月期の連結業績予想（平成 22 年 5 月 14 日発表）

（％表示は通期は対前期、第 2 四半期連結累計期間は対前年同四半期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	％	百万円	％	百万円	％	百万円	％	円 銭
第 2 四半期 連結累計期間	15,350	2.6	70	-	70	-	20	-	1.61
通期	32,000	0.8	460	-	440	-	330	-	26.51